

請願の手引き

すさみ町議会

◆請願とは

国民をはじめ、広く人々が、国又は地方公共団体等に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出る権利のことを請願権といいます。

請願は、日本国憲法第16条に認められた国民の権利の一つで、国又は地方公共団体の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るものです。地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、議員の紹介により提出しなければならないと規定されています。

なお、陳情は、請願のように憲法に保障された権利ではなく、一般的な手続きや形式が法律に定められているわけではありませんが、町議会に対し、実情を述べ適当な要望をすることをいいます。

◆地方自治法【抜粋】

(請願書)

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

◆すさみ町議会会議規則【抜粋】

(請願書の記載事項等)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名、又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

◆請願の記載事項

(1) 請願の名称

(2) 提出年月日

(3) 請願先(すさみ町議会議長あて)

(4) 請願者の住所・署名又は記名押印

* 請願者が2名以上ある場合は、代表者を明示のうえ、請願者全員が署名又は記名押印をしてください。

* 法人が請願を行う場合は、その事務所の所在地・名称・代表者の署名又は記名

押印を必要とします。

(5) 紹介議員の署名又は記名押印

* 1名以上の紹介議員が必要です。

(6) 請願の趣旨（できる限り簡明に）

(7) 請願事項（本文は要領よく簡素に書き、詳しい説明を要する場合は、参考資料として別に添付してください。委員会審査における補助的資料として各委員に配布します。）

(8) 場所の確認が必要なものは、地図又は略図等の資料を添付してください。

(9) 国又は関係行政庁への意見書提出を求める請願については、必ず「意見書の案文」を添付して提出してください。

《署名簿について》

署名簿については、A4 又は A3 の用紙を用い、必ず請願本文と同一のものを明示したものに自署により住所及び氏名を記入してもらってください。

なお、請願書等の署名の重複は、請願者の数から除かれますので、重複署名のないよう十分ご留意ください。

*** 書式には特に決まりはありませんが、記載に当たっては、以下の「請願様式例」を参照してください。**

◆提出の時期

請願はいつでも提出することができますが、事務処理の都合により、定例会ごとに請願受理期限（締切日）を設けています。（すさみ町議会の場合は、定例会前の議会運営委員会の前日までが期限です。）

◆提出先

すさみ町議会事務局

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地

電話 0739-55-4808（直通）

***ファックスやメールによる送付は、受け付けできません。**

